

2 教育・研究活動

(16)奨学金等受給状況

① 日本学生支援機構奨学金

令和5年3月31日現在

単位:人

区分	在籍者	対象者	日本学生支援機構								日本学生支援機構 以外の奨学金		合計	
			貸与奨学金					給付奨学金			奨学生数	受給率	奨学生数	受給率
			第一種		第二種	計	受給率	奨学生数	受給率					
			自宅	自宅外										
大学院学校教育研究科(修士課程/専門職学位課程)	1年	222	168	48 (46)	15 (15)	63 (61)	37.5%	-	-	2	1.2%	65	38.7%	
	2年	225	180	48 (27)	8 (6)	56 (33)	31.1%	-	-	2	1.1%	58	32.2%	
	3年	65	65	4 (1)	7 (3)	11 (4)	16.9%	-	-	1	1.5%	12	18.5%	
	計	512	413	100 (74)	30 (24)	130 (98)	31.5%	-	-	5	1.2%	135	32.7%	
学校教育学部	1年	167	167	3 28	33	64	38.3%	15	9.0%	1	0.6%	80	47.9%	
				31										
	2年	161	161	2 29	32	63	39.1%	13	8.1%	8	5.0%	84	52.2%	
				31										
	3年	169	169	3 39	34	76	45.0%	21	12.4%	4	2.4%	101	59.8%	
				42										
4年	166	166	3 37	31	71	42.8%	14	8.4%	5	3.0%	90	54.2%		
			40											
計	663	663	11 133	130	274	41.3%	63	9.5%	18	2.7%	355	53.5%		
			144											
合計	1,175	1,076	244	160	404	37.5%	63	5.9%	23	2.0%	490	45.5%		

1. 貸与月額

- 大学院第一種 50,000円又は88,000円
- 大学院第二種 50,000円, 80,000円, 100,000円, 130,000円, 150,000円から選択
- 学部第一種 自宅 20,000円, 30,000円, 45,000円から選択  
自宅外 20,000円, 30,000円, 40,000円, 51,000円から選択
- 学部第二種 20,000円から120,000円のうち1万円単位で選択

2. ( )は、専門職学位課程に関する数で内数である。

3. 対象者は、在籍者から都道府県教育委員会派遣の現職教員及び外国人留学生を除いた数である。

② 日本学生支援機構以外の奨学事業団体

令和5年3月31日現在  
(単位:人)

区 分	貸与(給付)月額(円)	学部					大学院			
		1年	2年	3年	4年	合計	1年	2年	3年	合計
JEES・MUFG緊急支援奨学金(一時金)	300,000		1		2	3	1 (1)			1 (1)
青森県教育厚生会奨学金(一時金)	1,000,000					0		1 (1)		1 (1)
あしなが育英会奨学金(貸与・給付)	70,000		1			1				0 (0)
飯綱町奨学金(貸与)	70,000		1			1				0 (0)
飯山市育英基金(貸与)	40,000		1			1				0 (0)
古泉財団奨学金(給付)	20,000		1	2	1	4				0 (0)
清流の国ぎふ大学生等奨学金(貸与)	30,000			1		1				0 (0)
高森町奨学金(貸与)	18,000				1	1				0 (0)
朝鮮奨学会奨学金(給付)	40,000					0			1 (0)	1 (0)
新潟市奨学金制度(年1回、貸与)	400,000		1			1				0 (0)
能登町奨学金(貸与)	30,000		1			1				0 (0)
博報教職育成奨学金(給付)	100,000		1	1	1	3	1 (1)	1 (0)		2 (1)
妙高市奨学金(貸与)	30,000	1				1				0 (0)
合計		1	8	4	5	18	2 (2)	2 (1)	1 (0)	5 (3)
在籍者		167	161	169	166	663	222 (201)	225 (112)	65 (18)	512 (331)
対象者		167	161	169	166	663	168 (148)	180 (88)	65 (18)	413 (254)
受給率		0.6%	5.0%	2.4%	3.0%	2.7%	1.2%	1.1%	1.5%	1.2%

(注)

1. ( )は、専門職学位課程に関する数で内数である。
2. 対象者は、在籍者から都道府県教育委員会派遣の現職教員及び外国人留学生を除いた数である。

③ くびきの奨学金

令和5年3月31日現在

区分	受給者	受給者内訳			給付額	合計
		学部	修士課程	専門職 学位課程		
前期	38人	11人	6人	9人	80,000円 × 26人	2,080,000円
			(4人)	(8人)	50,000円 × 12人	600,000円
後期	35人	14人	4人	5人	80,000円 × 23人	1,840,000円
			(3人)	(9人)	50,000円 × 12人	600,000円
計						5,120,000円

※ 授業料免除を申請し、基準に該当しながら免除されなかった者、授業料免除未申請者のうち免除選考基準を満たす者及び半額免除許可された者について困窮度順に給付するもの。

※ 長期履修学生の給付額は5万円。その他は8万円。

※ ( )は、外数で長期履修学生の受給者数を示す。

#### ④ 教育訓練給付制度

##### ○教育訓練給付金（専門実践教育訓練）【専門職学位課程】受給者数

コース	年度	
	令和3年度入学生	令和4年度入学生
教科教育・学級経営実践コース	0名	0名

制度の概要	
訓練講座指定年度	平成27年度：訓練講座指定（新規） 平成28年度：講座名称変更 平成30年度：訓練講座指定（再指定） 令和元年度：講座名称変更 令和3年度：訓練講座指定（再指定）
対象者	雇用保険の被保険者又は、被保険者であった者 ・入学年度の4月1日において雇用保険の被保険者のうち雇用期間が3年※以上の者 ・入学年度の4月1日において離職日の翌日以降1年以内で、かつ被保険者として雇用された期間が3年※以上ある者 ※ 当分の間、初めて給付を受けようとする者は2年以上。
給付金	1. 給付額：受講費用（入学料・授業料）の5割が在学中（半年毎）に給付される。 2. 給付上限額：40万円／年 3. 給付対象期間：2年 4. その他：申請に必要な書類を大学が作成し、学生本人がハローワークに申請する。 教育訓練給付金受給資格を有する者は、同時に教育訓練支援給付金の給付対象者となる。

##### ○教育訓練給付金（一般教育訓練）【修士課程】申請者数

コース	年度	
	令和3年度修了生	令和4年度修了生
—	3名	1名

制度の概要	
訓練講座指定年度	平成27年度：訓練講座指定（新規） 平成28年度：カリキュラム変更 平成30年度：訓練講座指定（再指定） 令和3年度：訓練講座指定（再指定）
対象者	雇用保険の被保険者又は、被保険者であった者 ・入学年度の4月1日において雇用保険の被保険者のうち雇用期間が3年※以上の者 ・入学年度の4月1日において離職日の翌日以降1年以内で、かつ被保険者として雇用された期間が3年※以上ある者 ※ 当分の間、初めて給付を受けようとする者は1年以上。
給付金	1. 給付額：初年度受講費用（入学料・授業料）の2割が修了後に給付される。 2. 給付上限額：10万円 3. 給付対象期間：1年 4. その他：申請に必要な書類を大学が作成し、修了後、学生本人がハローワークに申請する。 平成27年度入学生から、本制度の対象となる。